

令和 4 年度法人事業報告

(社会福祉法人遠淡海会法人本部)

【令和 4 年度総括】

社会福祉法人遠淡海会は昭和 49 年に法人承継により設立され、行政を始め関係機関の支援や地域の協力を得ながら、乳幼児から高齢者に至る地域福祉の向上に努めてきた。

特に施設の土地、建物、設備及び人等の総てが施設の良き雰囲気作りの要素としてふさわしくあるよう施設全体の環境整備に努めることを基本理念とするとともに、施設の利用者が、個人の尊厳を維持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

令和 4 年度においては、

- (1) 福祉サービスの質の向上
- (2) 地域との連携及び地域貢献並びに公益的機能の充実
- (3) 安定的かつ健全な経営基盤の確立
- (4) 責任と権限の明確化及び社会的ルール（コンプライアンス）の徹底
- (5) 職員が働きやすい就業環境の整備及び有能な人材の育成確保
- (6) 地震及び台風・大雨等の風水害等の災害対策の推進
- (7) 新型コロナウイルス等感染症予防対策の徹底

の 7 つを基本方針として運営した。

特に(6)地震及び台風・大雨等の風水害等の災害対策の推進については、若宮こども園において、令和 4 年 9 月 23 日（金）から 24 日（土）にかけ台風 15 号の大雨により園舎の 1 階床上まで浸水する被害が発生し、9 月 26 日（月）から 28 日（水）まで 3 日間休園を余儀なくされ、施設建物設備等の被害額は 420 万円余となった。その後職員全員で片付け清掃、消毒等を行い、園を再開するとともに、今後の対策として土のう 200 袋を用意し倉庫に保管し、次回の大雨に備えることとした。

また、(7) 新型コロナウイルス等感染症予防対策の徹底については、法人傘下全施設で感染予防対策として、外来者や面会者の施設建物内への入室を遠慮していただくとともに、三密の回避、施設内の全館消毒、職員の手洗いやマスクの着用と検温の実施等施設全体で感染防止対策に取り組んだ。しかしながら、全国的な新型コロナウイルスの蔓延により、神久呂の園のほか法人傘下の全ての施設で利用者及び職員が感染する結果となり、その対応に負われることとなった。特に神久呂の園においては、8 月 9 日から 22 日まで利用者及び職員合わせて 13 名、12 月 8 日から 1 月 3 日まで利用者及び職員合わせて 82 名、1 月 27 日から 2 月 17 日まで利用者及び職員合わせて 8 名が感染し、嘱託医の指導の下に施設をあげて職員全員で利用者の隔離及施設内全館消毒等の感染対応に従事した。

次に、(5) 職員が働きやすい就業環境の整備及び有能な人材の育成確保については、①健康、②交通安全、③向上心、④謙虚な心、⑤協調性の 5 つを【遠淡海会職員の 5 つの K】として全ての職員に周知し徹底するよう努めた。また、ベースアップ加算や県及び市の補助金並びに法人の独自財源により、令和 3 年度に引き続き、職員の賃金及び一時金の支給等職員の処遇改善を実施した。

また、社会福祉法人制度改革を内容とする社会福祉法の施行に伴い、

- (1) 経営組織のガバナンスの強化
- (2) 事業経営の透明性の向上
- (3) 財務規律の強化
- (4) 地域における公益的な取組を実施する責務

等が明確化されたことから、遠淡海会においては、

(1)「経営組織のガバナンスの強化」については、依然として新型コロナウイルスの終息が見られない状況であったが、感染対策を徹底したうえで、監事監査、理事会及び評議員会を対面にて開催し、令和3年度事業報告及び収支決算並びに令和4年度事業計画及び予算等について、役員及び評議員において活発な議論が展開され、上程議案について承認をいただいた。

次に、(2)「事業経営の透明性の向上」を図るため、法人の現況報告書、貸借対照表及び収支計算書並びに監事監査報告書についてインターネットを活用して公表するとともに、法人ホームページ及び広報誌に予算及び決算状況等を掲載し、情報の公開と透明性の確保に努めた。

(3)「財務規律の強化」については、社会福祉充実残額の算定を行い再投下可能な財産の把握を行ったが、法人全体の社会福祉充実残額は生じなかった。

更に(4)「地域における公益的な取組を実施する責務」については、社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへ対応するため、日常生活又は社会生活上支援を要する人に対する無料又は低額な料金での福祉サービスの提供として、神久呂の園において介護保険利用料の減免等、利用者負担の軽減を行い無料又は低額な料金による高齢者への生活支援を行った。また、乳児院及びこども園においては、地域の子育て家庭の育児相談や、子育て支援広場を設け子育て家庭の居場所づくりの確保に努めた。

次に、法人内組織の改正として、令和4年10月1日より法人傘下5施設を統括する「統括施設長」の職を各施設に新たに設置し、当分の間理事長が5施設の統括施設長を兼務する。合わせて、統括施設長の人件費を統括施設長の業務内容等に応じ各施設が分担して負担することとした。

また、役員等の第三者及び法人に対する損害賠償責任の訴訟リスクに備えるため、役員等損害賠償責任保険に新たに加入した。補償支払限度額は1件又は1訴訟につき1億円。保険期間は令和4年12月26日から1年間。以後毎年更新予定。年間保険料は99,960円

【評議員会開催状況】

定時評議員会

- 1 日時 令和4年6月19日（日）10時00分～12時30分
- 2 会場 神久呂の園地域交流室（浜松市西区神ヶ谷町6611）
- 3 議題
＜決議事項＞
第1号議案 令和3年度計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認について
第2号議案 社会福祉充実計画（社会福祉充実残額）の承認について
＜報告事項＞
(1) 令和3年度事業報告について
(2) 令和3年度浜松市による指導監査実施結果について
(3) 広報誌の発行について

【理事会開催状況】

第1回理事会

- 1 日時 令和4年6月2日（木）13時00分～15時00分
- 2 会場 神久呂の園地域交流室
- 3 議題
＜決議事項＞
第1号議案 令和4年度収支補正予算案について
第2号議案 令和3年度事業報告について
第3号議案 令和3年度収支決算について
第4号議案 社会福祉充実残額の算定結果について
＜監事監査報告＞
第5号議案 令和3年度苦情受付処理状況について
第6号議案 令和4年度定時評議員会の開催について
＜報告事項＞
(1) 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について
(2) 広報誌の発行について

第2回理事会（決議省略）

- 新型コロナウイルス感染予防のため決議の省略により実施
理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
＜決議事項＞
第1号議案 諸規程の改正について
第2号議案 統括施設長の職の設置について
第3号議案 役員等損害賠償責任保険の加入について
理事会の決議があったものとみなされた日
令和4年10月10日（月）

第3回理事会（決議省略）

新型コロナウイルス感染予防のため決議の省略により実施
理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

＜決議事項＞

第1号議案 令和4年度収支補正予算案について

第2号議案 定款の変更について

第3号議案 諸規程の改正について

第4号議案 令和4年度苦情受付処理状況について

第5号議案 令和4年度第2回評議員会の開催（決議の省略）について

理事会の決議があったものとみなされた日

令和4年12月12日（月）

第4回理事会

1 日時 令和5年3月17日（金）10時00分～13時00分

2 会場 神久呂の園会議室

3 議題

＜決議事項＞

第1号議案 令和4年度収支補正予算案について

第2号議案 令和5年度事業計画案について

第3号議案 令和5年度収支当初予算案について

第4号議案 諸規程の改正について

第5号議案 浜松市による指導監査実施結果について

第6号議案 令和4年度苦情受付処理状況について

＜報告事項＞

(1) 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

(2) 広報誌の発行について

【法人傘下施設長連絡会議開催状況】

第1回（日時） 令和4年5月23日（月）13：30～16：00

（場所） 神久呂の園会議室

（議題） 令和4年度第1回理事会及び定時評議員会について

第2回（日時） 令和4年12月2日（金）13：30～15：30

（場所） 神久呂の園会議室

（議題） ・令和4年度第3回理事会について

・法人創設50周年記念事業及び法人パンフレットの更新について

第3回（日時） 令和5年3月10日（金）13：30～16：00

（場所） 神久呂の園会議室

（議題） ・令和4年度第4回理事会について

・法人創設50周年記念事業及び法人パンフレットの更新について

【指導監査等の実施状況】

1 法人監事による監査

(日時) 令和4年5月31日(火) 10:00~13:00

(場所) 浜松乳児院会議室

(出席者) 鈴木監事・中村監事
理事長・法人事務局長

2 行政機関による監査

・浜松市による指導監査

(監査対象)・浜松乳児院・神久呂の園・和合こども園・若宮こども園

	浜松乳児院	神久呂の園
浜松市 担当部課	健康福祉部 福祉総務課	健康福祉部 福祉総務課
監査 実施日時	令和4年10月27日(木) 9:30~13:00	令和4年10月27日(木) 9:30~13:00
監査会場	浜松乳児院	神久呂の園

	和合こども園	若宮こども園
浜松市 担当部課	こども家庭部 次世代育成課	こども家庭部 次世代育成課
監査 実施日時	令和5年1月18日(水) 9:30~13:00	令和5年1月18日(水) 9:30~13:00
監査会場	若宮こども園	若宮こども園

※ 新型コロナウイルス感染予防のため、令和4年度浜松市による指導監査は、浜松乳児院、神久呂の園及び和合こども園については令和3年度に引き続き書類による監査のみで、施設視察は実施されなかった。若宮こども園については施設視察を実施した。

【社会福祉法人監事監査研修会（WEB配信）への参加】

1 主 催 (福) 静岡県社会福祉協議会

静岡県社会福祉施設経営者協議会

2 日 時 令和4年4月22日(金)、26日(火)、29日(金)

3 研修内容 「社会福祉法人の指導監査等について」

(講師:静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課 法人児童指導班班長 松下安孝 氏)

「監事による会計監査等について」「監事監査チェックリストの解説」

(講師:公認会計士 杉山 明喜雄 氏)

4 受講者 監 事 中村 豊 令和4年4月22日(金)

監 事 鈴木 将史 令和4年4月26日(火)

理事長 水谷 博 令和4年4月29日(金)

【法人登記】

「資産の総額」変更登記(資産の総額17億1215万2695円)

変 更 年 月 日 : 令和4年3月31日

変更登記年月日 : 令和4年6月20日

【法人現況報告】

社会福祉法第 59 条及び同法施行規則第 9 条の規定に基づき、社会福祉法人現況報告書を所轄官庁である浜松市に提出した。(令和 4 年 6 月 29 日)

【法人ホームページ及び法人広報誌による情報開示】

社会福祉法人遠淡海会定款、役員等名簿及び役員等報酬規程並びに法人現況報告書、法人貸借対照表、収支計算書、財産目録、予算書、監事監査報告書及び主な事業報告並びに苦情受付処理状況等について法人ホームページに掲載することにより、広く市民の皆さんに公開し情報の積極的な開示に努めた。

また、法人広報誌を年 3 回発行し、法人予算・決算の状況、苦情受付処理状況、各施設の主な話題等を掲載し、広く情報公開することにより、社会福祉法人の運営の透明性の確保に努めた。

<法人広報誌「遠淡海会だより」の発行状況>

令和 4 年 06 月号 (第 47 号)

令和 4 年 12 月号 (第 48 号)

令和 5 年 03 月号 (第 49 号)

【苦情受付処理状況】

令和 4 年度社会福祉法人遠淡海会苦情受付処理状況 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

(単位：件)

	令和 4 年度		令和 3 年度		令和 2 年度	
	苦情 受付件数	解決件数	苦情 受付件数	解決件数	苦情 受付件数	解決件数
神久呂の園	1	1	1	1	4	4
浜松乳児院	0	0	1	1	1	1
若宮こども園	1	1	2	2	1	1
和合こども園	1	1	1	1	1	1
ふぁーろ	0	0	0	0	—	—
法人計	3	3	5	5	7	7

事業報告の附属明細書

該当事項はありません。

令和5年3月31日

社会福祉法人 遠淡海会
理事長 水谷 博

※「事業報告の附属明細書」とは、事業報告の内容を補足する重要な事項

【社会福祉法】

第三款 計算書類等

(計算書類等の作成及び保存)

第四十五条の二十七 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 社会福祉法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(計算書類等の監査等)

第四十五条の二十八 前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人

二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監事

3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

(計算書類等の評議員への提供)

第四十五条の二十九 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告（同条第二項の規定の適用がある場合にあっては、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。

(計算書類等の定時評議員会への提出等)

第四十五条の三十 理事は、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない。